

利用料金のご案内

介護給付の対象となるサービス料金(1割負担分)1日につき

基本介護サービス料金

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
621	692	762	833	903

加算の種類

加算の種類	加算の内容	加算額	
看護体制加算()	常勤の看護師を配置している場合	4	
看護体制加算()	常勤の看護師を配置している場合	8	
夜勤職員配置加算	夜勤帯に介護職員・看護職員を基準数以上配置した場合	13	
サービス提供体制強化加算()	介護福祉士の有資格者が全体の50%以上配置している場合	12	
送迎加算	自宅と事業所間の送迎を行った場合	片道につき	184

介護保険1割負担分 合計

要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
658	729	799	870	940

介護給付の対象外となるサービス料金

1) 食事の提供に要する費用(食材料費および調理費)

食費	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			非該当の方
(1日につき)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	300	390	650	1,380

2) 滞在に要する費用(従来型個室)

滞在費	介護保険負担限度額認定証に記載されている額			非該当の方
(1日につき)	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	320	420	820	1,150
食事・滞在費の負担額合計	620	810	1470	2,530

サービス利用料金 早見表

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階	1,278	1,349	1,419	1,490	1,560
第2段階	1,468	1,539	1,609	1,680	1,750
第3段階	2,128	2,199	2,269	2,340	2,410
第4段階	3,188	3,259	3,329	3,400	3,470

負担段階について

(第1段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税者で老齢福祉年金受給者の方
2. 生活保護受給者の方

(第2段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と本人の所得金額の合計が80万円以下の方(課税年金:障害年金や遺族年金などは非課税のため含まない)

(第3段階とは)

1. 世帯全員が市町村民税非課税者で課税年金収入額と本人の所得金額の合計が80万円以上266万円以下の方

(第4段階とは)

- 第1～3段階に含まれない方